

内閣府  
財務省  
経済産業省  
省令第

号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第三百十六号）の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 齋藤 健

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財内閣府省令第一号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をごこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(専門子会社の業務等) 第六十九条 「略」</p> <p>〔2〕5 略〕</p> <p>6 法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。</p> <p>〔一〕九 略〕</p> <p>十 合理的な経営改善のための計画(商工組合中央金庫、銀行、銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第十六条の八第一項各号に掲げる者、保険業法第二条第二項に規定する保険会社(同条第七項に規定する外国保険会社を含む。)、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険持株会社又はこれらの子会社(以下この号において「特定金融機関等」という。))が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社</p> <p>〔イ〕ハ 略〕</p> <p>十一 「略」</p> <p>〔7〕11 略〕</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第六十九条 「同上」</p> <p>〔2〕5 同上〕</p> <p>6 「同上」</p> <p>〔一〕九 同上〕</p> <p>十 合理的な経営改善のための計画(商工組合中央金庫、銀行、銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第十六条の八各号に掲げる者、保険業法第二条第二項に規定する保険会社(同条第七項に規定する外国保険会社を含む。)、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険持株会社又はこれらの子会社(以下この号において「特定金融機関等」という。))が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社</p> <p>〔イ〕ハ 同上〕</p> <p>十一 「同上」</p> <p>〔7〕11 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。